

厚木市中小企業等人材確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業等の人材確保と求職者の市内中小企業等への就職を促進するため、市内中小企業等が就職フェア、合同就職説明会等（以下「就職フェア等」という。）に出展する市内中小企業者等に対し、予算の範囲内において厚木市中小企業等人材確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。
- (2) 市税（延滞金等を含む。）を完納していること。

(対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業は、当該年度に開催された新卒者又は転職者向けの就職フェア等（オンラインによるものを含む。）で、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 就職支援等の専門事業者が主催するもので出展者が30以上あるもの
- (2) 国又は地方公共団体が主催、共催又は後援をするもの
- (3) 50以上の出展者があるもの

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- (1) 出展料（小間料）
- (2) 会場設営費
- (3) 運搬費
- (4) 出展に伴うウェブ掲載費
- (5) 資料作成費（当該補助対象事業のために作成された動画、パンフレット等に限る。）

3 前項の規定にかかわらず、国、県等から補助を受ける場合は、その額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、20万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 市税納税証明書
- (2) 就職フェア等の開催要項、パンフレット等
- (3) 会社の経歴が分かる書類
- (4) 事業報告書
- (5) 収支決算書
- (6) 補助対象経費の領収書等の写し
- (7) 役員等氏名一覧表
- (8) その他当該事業のために作成した資料

2 同一補助対象者による補助金の交付申請は、同一年度内に1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの請求に基づき、請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。